年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

岩手厚生年金 事案 948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年7月1日まで

私は、正職員となることを前提とした臨時職員としてA事業所に採用になり、同事業所B支所にC職として勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私の1年後にC職として採用された同僚には、臨時職員の期間に厚生年金保険被保険者記録があるので、私の臨時職員の期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答、同事業所が提出した申立人の初任給計算表及び同僚の供述から、申立人が、申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は、「当時の採用状況を確認すると、同職種の職員は全て3か月間の臨時職員を経て本採用となっており、同時期、同職種の全ての職員に厚生年金保険被保険者記録があるとすれば、申立人も同様に厚生年金保険被保険者記録があるべきと考える。」と回答しているところ、当該事業所が昭和 40 年代に正職員となることを前提として採用したとする臨時職員8名のうち、45 年以降に採用された6名には厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、当該事業所から提出された人事関係資料等により、申立期間の前後3年間に申立事業所で申立人と同様にC職として勤務していた同僚は4名おり、当該4名には臨時職員の期間において厚生年金保険被保険者記録があることが確認

できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の年度に当該事業所 で資格取得しているC職であった同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記 録から判断すると、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から同年3月1日まで 私は、昭和45年4月6日から51年1月3日までA社に勤務していたが、 申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。継続して勤務していたので、申 立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びA社の回答から判断すると、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該事業所は「申立人は、昭和49年2月28日までは本社に勤務し、同年3月1日からはB支所に勤務した。」と回答していること、及び同社B支所における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和49年3月1日となっていることから、同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 49 年1 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から6万8,000円とすることが妥 当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 49 年 3 月 1 日と届け出 たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年 2 月 28 日と誤って記 録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結 果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。